

指定管理者制度の概要及び選定の手順について

1 三重県が管理する賃貸住宅について

三重県が管理する賃貸住宅には、県営住宅と特定公共賃貸住宅があります。

県営住宅は、国と県が協力して、健康で文化的な生活ができる住宅を整備し、住宅に困っている低額所得者の方に低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進を目的として建設された賃貸住宅です。

特定公共賃貸住宅は、中堅所得者等の方に優良な賃貸住宅の供給を促進する目的で建設された住宅で、地方公共団体が行う賃貸住宅です。

2 指定管理者制度の概要

(1) 制度の趣旨

平成15年の地方自治法改正により、それまで地方公共団体の直接管理又は管理委託で行ってきた「公の施設」の管理について、地方公共団体の「指定」を受けた法人その他の団体（「指定管理者」）が行うことができるようになりました。多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

「公の施設」とは、例えば次のような施設のことです。

公園、体育館、図書館、公民館、博物館、公営住宅、下水道施設、道路

(2) 現状

平成25年度に設置した選定委員会での審査を経て、県内を4つのブロックに分けて指定管理者を選定し、県営住宅を管理していますが、指定期間が平成31年3月末で終了するため、平成31年4月1日から管理を行う新たな指定管理者を選定する必要があります。

3 指定管理者選定の手順について

(1) 選定スケジュール（予定）

- ① 選定委員会の開催（審査基準・配点表の決定）・・・30年 7月
- ② 指定管理者の公募開始・・・・・・・・・・・・・・ 30年 8月
- ア 募集要項の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30年 8月上旬
- イ 募集説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30年 8月下旬
- ウ 申請に関する質問の受付、回答・・・・・・・・・・ 30年 8月下旬
- エ 申請の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30年 9月上旬
- ③ 選定委員会による書面審査・・・・・・・・・・・・・・ 30年 9月下旬
※申請者が3団体以内の場合は、書面審査は行わない。
- ④ 選定委員会によるヒアリング・順位の決定・・・ 30年10月中旬
- ⑤ 指定管理候補者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30年10月下旬

(2) 選定委員会による審査の手順

書面審査：提出された申請書類に基づく審査

ヒアリング審査：申請者からの説明及びヒアリングによる審査

(3) 指定管理者の指定期間

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を予定しています。

(4) 指定管理者が行う業務

- ① 入居者管理業務
- ② 入居者募集の周知・実施及び入居にかかる管理業務
- ③ 家賃等の管理業務
- ④ 修繕・保守管理業務
- ⑤ 県営住宅管理人関係業務
- ⑥ 県営住宅に設置されている駐車場管理業務
- ⑦ その他の管理業務